



認定合格マーク(仮)の無い パイプサポートに注意!

仮設工業会事務局

最近、認定品ではないパイプサポートが市場に出回っており、本会において当該製品を入手し、試験を行った結果、強度が厚生労働大臣の定める規格に適合しないばかりか、腰管及び差込み管の肉厚が厚生労働省規格の値を満たさないものであったり、厚生労働大臣が定める表示（製造者の略号や製造年期など）も無いことから、明らかに厚生労働省規格に適合しない製品であることが判明しました。こうしたパイプサポートは海外で製造され日本に入っているようです。

労働安全衛生法第42条には「政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」とあり、メーカー又は商社はこうした規格に適合しないパイプサポートを他の人に売ったり、リース会社が建設会社等に貸し与えたり、建設会社では使用できることになっています。仮にこれらのこと守られない場合は、労働安全衛生法第119条により「6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられる可能性もあります。

したがって、リース会社や架け扱い会社においては、こうした製品を絶対に購入しないようにしてください。

また、建設会社等ユーザーにおかれましても、使用する製品が認定品であることを認定合格証で確認するとともに、現場パトロールの際は、認定品が使用されていることを刻印等により確認していただきますようお願いいたします。

今後も建設現場の安全確保のため、メーカー、リース会社、建設会社等の関係者が力を合わせ、安全性の確認されていない製品を購入使用することがないようにしていただきたいと思います。

1 リース会社及び架け扱い会社の注意事項

- (1) 安全性が確認されていない製品（非認定品）は、絶対購入しない。仮に適用工場において、安全性の確認されていない製品を保有している場合は、適用工場としての認定を取り消す場合があります。
- (2) 新品・中古品を問わず製品を購入する場合は、製品が認定品であることを認定合格証等で必ず確認する。
- (3) 機材センターで受入れの際、製品が認定品であることをマル仮マークの刻印の有無で確認する。

2 建設会社等（ハウスメーカーを含む。）ユーザーの注意事項

- (1) 使用する製品が認定品であることを認定合格証で確認する。
- (2) 現場受入れの際、製品が認定品であることを刻印で確認する。
- (3) 現場パトロールの際、下請会社が現場で使用している製品が認定品であるとともに、非認定品が混在し、使用されていないか確認する。



厚生労働省規格で定める刻印の表示が無い
パイプサポートの例

（備考）

- 1 受け板及び台板に切り欠きがある製品については、厚生労働省労働基準局より厚生労働大臣が定める規格の規定に適合するものと同等以上の性能があると認められた認定品である場合もありますので、認定の有無については刻印でご確認ください。
- 2 認定品のパイプサポートには、受け板及び台板に次のような刻印（例）があります。

○
仮
15
社章
型

認定品で無いパイプサポートの性能試験結果の一例

■ ナイフエッジによる圧縮試験データ

供試体NO.	1	2	3	4	5	平均値
強度[kN]	24.8	23.1	23.5	22.2	22.9	23.3
厚生労働省規格による値	26.0 kN以上				28.6kN以上	

（備考）上記のように認定品で無いものは、強度が厚生労働省規格に適合していません。



ナイフエッジによる圧縮試験